

## 訪問看護及び介護予防訪問看護重要事項説明書

### 1. 訪問看護ステーションの概要

#### (1) サービス指定業者番号及びサービス提供地域

事業所名	訪問看護ステーションこもれび
事業者番号	2361290204
事業所所在地	名古屋市南区柵下町2丁目3番地
サービス提供エリア	名古屋市緑区・瑞穂区・南区・港区
営業日	月～日曜日まで 9時～18時 ※ただし祝日及び12/29～1/3までを除く
電話番号	052-883-8811
FAX番号	052-602-7822

#### (2) 職員体制

看護師	1名（常勤職員、管理者と兼務）
看護師	3名以上
理学療法士	1名以上
作業療法士	1名以上
言語聴覚士	1名以上

#### (3) 訪問看護提供日時

日時：月曜日～日曜日 9：00～18：00

予定の訪問日時は、緊急時の対応等により、予定通りに訪問できない場合もございます。その際は事前に連絡して調整を図ります。

訪問予定変更の希望は、事前にご連絡ください。

### 2. 運営方針

- (1) 訪問看護の提供にあたって、訪問看護ステーションこもれびは、要介護者及び要支援者の心身の特徴を踏まえて日常生活の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した療養生活ができるよう支援します。
- (2) 居宅介護支援事業者、地域包括支援事業所、訪問診療、他の在宅サービス提供者及び市区町村等、他事業者と綿密な連携を取り、総合的なサービスの提供に努めます。

### 3. 利用料

介護保険・医療保険ともに、関係法令に定められた料金の一部をご負担いただきます。特別な申し立てがない場合は、すべての保険対象サービス、加算項目、保険外サービス費用について同意したものとします。

(1) 介護保険

以下に記載の利用者負担額を頂きます。

介護保険

訪問看護利用料金表 (非課税)

サービス内容	利用料	利用者負担額			単位	サービス提供時間
	(10割)	(1割)	(2割)	(3割)		
看護師 訪問看護 I-1	3,469 円	347 円	694 円	1,041 円	314	1回につき 20分未満
	5,204 円	521 円	1,041 円	1,562 円	471	1回につき 30分未満
	9,094 円	910 円	1,819 円	2,729 円	823	1回につき 30分以上60分未満
	12,464 円	1,247 円	2,493 円	3,740 円	1,128	1回につき 60分以上90分未満
療 法 士 訪問看護 I-5	3,248 円	325 円	650 円	975 円	294	リハビリ 20分
	6,497 円	650 円	1,300 円	1,950 円	588	リハビリ 40分
	8,784 円	879 円	1,757 円	2,636 円	795	リハビリ 60分

ご利用者の状態によって、以下の料金がかかります。

初回	初回加算 I	3,867 円	387 円	774 円	1,161 円	350	新規、介護度の変更、2か月空いての再開で、初回のみ (I:退院日、II:それ以外)
	初回加算 II	3,315 円	332 円	663 円	995 円	300	
退院時共同指導加算		6,630 円	663 円	1,326 円	1,989 円	600	入院、入所中に指導を行った場合
特別 管理	特別管理加算 I	5,525 円	553 円	1,105 円	1,658 円	500	加算同意書にある状態のケア。 1回/月。
	特別管理加算 II	2,762 円	277 円	553 円	829 円	250	
夜間・早朝加算		通常の25%増し		訪問時間： ①午前6時～午前8時 ②午後6時～午後10時			
深夜加算		通常の50%増し		訪問時間： 午後10時～午前6時			
長時間訪問看護加算		3,315 円	332 円	663 円	995 円	300	1時間30分以上の訪問の場合
複数名加算 (30分未満)		2,806 円	281 円	562 円	842 円	254	1回につき複数名の看護師等が1人の 利用者に訪問看護を行った場合
複数名加算 (30分以上)		4,442 円	445 円	889 円	1,333 円	402	
ターミナルケア加算		27,625 円	2,763 円	5,525 円	8,288 円	2,500	ご利用者が死亡した場合

ご利用者様のご希望によって、以下の料金がかかります。

緊急時訪問看護加算 I		6,630 円	663 円	1,326 円	1,989 円	600	緊急の連絡・訪問対応。1回/月。
緊急時訪問看護加算 II		6,342 円	635 円	1,269 円	1,903 円	574	緊急の連絡・訪問対応。1回/月。
口腔連携強化加算		552 円	56 円	111 円	166 円	50	口腔状態を評価し情報提供を行った 場合

介護予防(支援)

訪問看護利用料金表 (非課税)

サービス内容	利用料	利用者負担額			単位	サービス提供時間	
	(10割)	(1割)	(2割)	(3割)			
看護師	訪問看護 I-1	3,348 円	335 円	670 円	1,005 円	303	1回につき 20分未満
	訪問看護 I-2	4,983 円	499 円	997 円	1,495 円	451	1回につき 30分未満
	訪問看護 I-3	8,773 円	878 円	1,755 円	2,632 円	794	1回につき 30分以上60分未満
	訪問看護 I-4	12,044 円	1,205 円	2,409 円	3,614 円	1,090	1回につき 60分以上90分未満
療士	訪問看護 I-5	3,138 円	314 円	628 円	942 円	284	リハビリ 20分
	訪問看護 I-5 ×2	6,276 円	628 円	1,256 円	1,883 円	568	リハビリ 40分
	訪問看護 I-5・2超	4,707 円	471 円	942 円	1,413 円	426	リハビリ 60分

※要支援の方がリハビリを1年以上継続して利用すると1回につき5単位の減算

ご利用者様の状態によって、以下の料金がかかります。

初回	初回加算 I	3,867 円	387 円	774 円	1,161 円	350	新規,介護度の変更,2か月空いての再開で、初回のみ (I:退院日,II:それ以外)
	初回加算 II	3,315 円	332 円	663 円	995 円	300	
退院時共同指導加算		6,630 円	663 円	1,326 円	1,989 円	600	入院、入所中に指導を行った場合
特別管理	特別管理加算 I	5,525 円	553 円	1,105 円	1,658 円	500	加算同意書にある状態のケア。1回/月。
	特別管理加算 II	2,762 円	277 円	553 円	829 円	250	
夜間・早朝加算		通常の25%増し		訪問時間： ①午前6時～午前8時 ②午後6時～午後10時			
深夜加算		通常の50%増し		訪問時間： 午後10時～午前6時			
長時間訪問看護加算		3,315 円	332 円	663 円	995 円	300	1時間30分以上の訪問の場合
複数名加算 (30分未満)		2,806 円	281 円	562 円	842 円	254	1回につき複数名の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行った場合
複数名加算 (30分以上)		4,442 円	445 円	889 円	1,333 円	402	

ご利用者様のご希望によって、以下の料金がかかります。

緊急時訪問看護加算 I		6,630 円	663 円	1,326 円	1,989 円	600	緊急の連絡・訪問対応。1回/月。
緊急時訪問看護加算 II		6,342 円	635 円	1,269 円	1,903 円	574	緊急の連絡・訪問対応。1回/月。
口腔連携強化加算		552 円	56 円	111 円	166 円	50	口腔状態を評価し情報提供を行った場合
介護職員等処遇改善加算		介護報酬総単位数×1.8%×11.05				毎月の総単位数×加算。1回/月。	

【その他の加算】		単位
複数名訪問看護（Ⅰ） 看護師×看護師	30分未満	254
	30分以上	402
複数名訪問加算（Ⅱ） 看護師×補助者	30分未満	201
	30分以上	317

特別地域訪問看護加算	+15/100
中山間地域等加算	+10/100
中山間地域等サービス提供加算	+5/100

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	3

月に一回	
専門管理加算（研修）	250
専門管理加算（計画管理）	250
遠隔死亡診断補助加算	150
看護・介護職員連携強化加算	250
看護体制強化加算(Ⅰ)	550
看護体制強化加算(Ⅱ)	200

【減算】

准看護師の場合	
同一建物減算	20人以上
	50人以上
高齢者虐待防止措置未実施減算	
業務継続計画未策定減算	

単位

90%
90%
85%
-1/100
-1/100

療法士が看護の回数を超えている/特定の加算を算定していない
-------------------------------

-8
----

(2) 医療保険

以下に記載の利用者負担額を頂きます。

医療保険 訪問看護利用料金 (非課税)

■基本利用料

(単位：円)

訪問回数/負担割合		利用料 (10割)	基本療養費	管理療養費	利用者負担額		
					1割負担	2割負担	3割負担
月の初日	週3日まで	13,260	5,550	7,710	1,330	2,650	3,980
	週4日以降 ※	14,260	6,550	7,710	1,430	2,850	4,280
	専門看護師	20,560	12,850	7,710	2,060	4,110	6,170
2日目以降	週3日まで	8,560	5,550	3,010	860	1,710	2,570
	週4日以降 ※	9,560	6,550	3,010	960	1,910	2,870
	専門看護師	15,860	12,850	3,010	1,590	3,170	4,760
訪問看護 物価対応料	月の初日	60	-	-	10	10	20
	2日目以降	20	-	-	0	0	10
同日 2回目訪問		4,500	-	-	450	900	1,350
同日 3回目訪問		8,000	-	-	800	1,600	2,400
入院中1回につき		8,500	-	-	850	1,700	2,550

※ 理学療法士・作業療法士等が週4日目以降に訪問をした場合の基本療養費は5,550円

※ 准看護師の場合は90/100

※ 専門看護師⇒緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門・人工膀胱の専門研修を受けた看護師

※ 同日2回以上の訪問には対象条件あり

※ 同一建物に一定数以上の利用者がある場合、単価が下がります。

加算名	利用料 (10割)	利用者負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
早朝・夜間訪問加算 (6時-8時・18時-22時)	2,100	210	420	630
深夜訪問看護加算 (22時-6時)	4,200	420	840	1,260

機能強化型	訪問看護管理療養費	利用料 (10割)	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
機能強化型訪問看護管理療養費1	月の初日の訪問	13,760円	1,380	2,750	4,130
機能強化型訪問看護管理療養費2		10,460円	1,050	2,090	3,140
機能強化型訪問看護管理療養費3		9,030円	900	1,810	2,710
機能強化型訪問看護管理療養費4		9,030円	900	1,810	2,710

■ご利用者様のご希望によって、以下の料金がかかります。(単位：円)

加算名		利用料 (10割)	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応体制加算	負担軽減の取組あり	6,800	680	1,360	2,040
	負担軽減の取組なし	6,520	650	1,300	1,960
緊急訪問看護加算(月14日目まで)		2,650	270	530	800
緊急訪問看護加算(月15日目以降)		2,000	200	400	600
訪問看護情報提供療養費1・2・3		1,500	150	300	450
訪問看護医療DX情報活用加算		50	10	10	20

■ご利用者様の年齢によって、以下の料金がかかります。(単位：円)

加算名		利用料 (10割)	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
乳幼児加算 (6歳未満)	超重症児・準超重症児 19疾病・特別管理対象者	1,800	180	360	540
	それ以外	1,400	140	280	420

■ご利用者様の状態によって、以下の料金がかかります。(単位：円)

加算名		利用料 (10割)	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
特別管理加算Ⅰ(うち、重症度等の高い利用者の場合)		5,000	500	1,000	1,500
特別管理加算Ⅱ		2,500	250	500	750
退院時共同指導加算		8,000	800	1,600	2,400
特別管理指導加算		2,000	200	400	600
退院支援指導加算	90分以上・複数回	8,400	840	1,680	2,520
	それ以外	6,000	600	1,200	1,800
長時間訪問看護加算		5,200	520	1,040	1,560
在宅患者連携指導加算		3,000	300	600	900
在宅患者緊急時等カンファレス加算		2,000	200	400	600
訪問看護医療情報連携加算		1,000	100	200	300
訪問看護遠隔診療補助料(通信機器を用いた診療補助)		2,650	270	530	800
専門管理加算(緩和、褥瘡、人工肛門・人工膀胱、特定行為研修)		2,500	250	500	750
看護・介護職員連携強化加算		2,500	250	500	750
複数名訪問看護加算	看護師・療法士	4,500	450	900	1,350
	准看護師	3,800	380	760	1,140
	看護補助者	3,000	300	600	900
ターミナルケア療養費1		25,000	2,500	5,000	7,500
ターミナルケア療養費2(特養などで加算請求)		10,000	1,000	2,000	3,000
遠隔死亡診断補助加算		1,500	150	300	450
訪問看護ベースアップ評価料(1)		1,050	110	210	320

医療保険 訪問看護利用料金 (精神科指示書・非課税)

■基本利用料

(単位：円)

訪問回数/負担割合	利用料 (10割)	基本療養費	管理療養費	利用者負担額			
				1割負担	2割負担	3割負担	
月の初日 週3日まで	30分未満	11,960	4,250	7,710	1,200	2,390	3,590
	30分以上	13,260	5,550	7,710	1,330	2,650	3,980
月の初日 週4日目以降	30分未満	12,810	5,100	7,710	1,280	2,560	3,840
	30分以上	14,260	6,550	7,710	1,430	2,850	4,280
月の2日目以降 週3日まで	30分未満	7,260	4,250	3,010	730	1,450	2,180
	30分以上	8,560	5,550	3,010	860	1,710	2,570
月の2日目以降 週4日目以降	30分未満	8,110	5,100	3,010	810	1,620	2,430
	30分以上	9,560	6,550	3,010	960	1,910	2,870
訪問看護 物価対応料	月の初日	60	-	-	10	10	20
	2日目以降	20	-	-	0	0	10
同日2回目訪問		4,500			450	900	1,350
同日3回目訪問		8,000			800	1,600	2,400
入院中1回につき		8,500			850	1,700	2,550

※ 作業療法士が週4日目以降に訪問をした場合の基本療養費は5,550円

※ 准看護師の場合は90/100

※ 専門看護師⇒緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門・人工膀胱の専門研修を受けた看護師

※ 同日2回以上の訪問には対象条件あり

※ 同一建物に一定数以上の利用者がある場合、単価が下がります。

加算名	利用料 (10割)	利用者負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
早朝・夜間訪問加算 (6時-8時・18時-22時)	2,100	210	420	630
深夜訪問看護加算 (22時-6時)	4,200	420	840	1,260

機能強化型	訪問看護管理療養費	利用料 (10割)	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
機能強化型訪問看護管理療養費1	月の初日の訪問	13,760円	1,380	2,750	4,130
機能強化型訪問看護管理療養費2		10,460円	1,050	2,090	3,140
機能強化型訪問看護管理療養費3		9,030円	900	1,810	2,710
機能強化型訪問看護管理療養費4		9,030円	900	1,810	2,710

■ご利用者様のご希望によって、以下の料金がかかります。

(単位：円)

加算名	利用料 (10割)	利用者負担額			
		1割負担	2割負担	3割負担	
24時間対応体制加算	負担軽減の取組あり	6,800	680	1,360	2,040
	負担軽減の取組なし	6,520	650	1,300	1,960
精神科緊急訪問看護加算 (月14日目まで)	2,650	270	530	800	
精神科緊急訪問看護加算 (月15日目以降)	2,000	200	400	600	
訪問看護情報提供療養費1・2・3	1,500	150	300	450	
訪問看護医療DX情報活用加算	50	10	10	20	

■ご利用者様の年齢によって、以下の料金がかかります。

(単位：円)

加算名	利用料 (10割)	利用者負担額			
		1割負担	2割負担	3割負担	
乳幼児加算 (6歳未満)	超重症児・準超重症児 19疾病・特別管理対象者	1,800	180	360	540
	それ以外	1,400	140	280	420

■ご利用者様の状態によって、以下の料金がかかります。

(単位：円)

加算名	利用料 (10割)	利用者負担額			
		1割負担	2割負担	3割負担	
特別管理加算Ⅰ (うち、重症度等の高い利用者の場合)	5,000	500	1,000	1,500	
特別管理加算Ⅱ	2,500	250	500	750	
退院時共同指導加算	8,000	800	1,600	2,400	
特別管理指導加算	2,000	200	400	600	
退院支援指導加算	長時間加算対象へ90分以上	8,400	840	1,680	2,520
	それ以外	6,000	600	1,200	1,800
長時間精神科訪問看護加算	5,200	520	1,040	1,560	
在宅患者連携指導加算	3,000	300	600	900	
在宅患者緊急時等カンファレス加算	2,000	200	400	600	
訪問看護医療情報連携加算	1,000	100	200	300	
訪問看護遠隔診療補助料 (通信機器を用いた診療補助)	2,650	270	530	800	
専門管理加算 (緩和、褥瘡、人工肛門・人工膀胱、特定行為研修)	2,500	250	500	750	
看護・介護職員連携強化加算	2,500	250	500	750	
精神科重症患者 支援管理連携加算	精神科在宅患者支援管理料2のイ	8,400	840	1,680	2,520
	精神科在宅患者支援管理料2のロ	5,800	580	1,160	1,740
複数名訪問看護加算	看護師・療法士	4,500	450	900	1,350
	准看護師	3,800	380	760	1,140
	看護補助者	3,000	300	600	900
ターミナルケア療養費1	25,000	2,500	5,000	7,500	
ターミナルケア療養費2 (特養などで加算請求している場合)	10,000	1,000	2,000	3,000	
遠隔死亡診断補助加算	1,500	150	300	450	
訪問看護ベースアップ評価料 (1)	1,050	110	210	320	

訪問看護管理療養費・精神科看護基本療養費

安全管理に対する基本的な考え方、事故発生時の対応方法等が、文章化されていること、事故、インシデント等が報告され、その文責に対する改善策が実施される体制が整備されていることによる加算を頂きます。

(3) 保険適用外サービス

各種保険サービスの他、以下記載の全額自己負担サービスの料金負担額を頂きます。

サービス名称	内容	利用者負担額(円)
保険外訪問看護	30分未満	4,600円
	60分未満	9,000円
時間外訪問看護	平日営業時間外(6～9時、18時～22時)訪問1回に付	2,000円
	平日営業時間外(22時～翌6時)訪問1回に付	4,000円
	休日訪問1回に付	4,000円
日常生活物品	オムツ、衛生材料等利用者のケアに必要な物品	実費
キャンセル料 ※1	サービス利用日の前日午後6時までご連絡	料金の50%
	サービス利用当日のご連絡またはご連絡のない場合	料金の100%
交通費	高速道路利用時	実費
	実施域を超えた地点から片道5キロメートル以上500円	
駐車場代	駐車場がない場合 (実施域外を超えた範囲)	実費
死後処理料	死後の処置	5,000円

※1 利用者の容体急変など、緊急且つやむを得ない事情が認められる場合は、キャンセル料は頂きません。

4. 複数ステーションの利用について(医療保険)

月内で1か所の訪問看護ステーションを利用された場合は、医療保険での算定となりますが、複数のステーションで訪問看護を利用された場合は、2か所目以降のサービスは下記記載の場合を除き全額自己負担となります。

- 一 特別訪問看護指示書が交付され、指示期間中週4日以上訪問看護が計画されている利用者(2か所目まで保険適応)
- 二 厚生労働大臣が定める疾患等(脊髄小脳変性症、筋萎縮性側索硬化症等)である利用者(2か所目まで保険適応)
- 三 厚生労働大臣が定める疾患等に当たり、週7日の訪問看護が計画されている利用者(3か所目までは保険適応)

5. 訪問看護情報療養費について(医療保険)

緊急時の支援等を円滑に受けていただけるよう、当訪問看護ステーションより各市区町村の保健所へ情報提供をさせていただくことがあります。自己負担金は発生致しません。

6. お支払いについて

口座振替もしくはお振込みでお願い致します。

お振込み先につきましては改めて書面にてお渡し致します。

7. 緊急時等における対応法

看護職員等は訪問看護の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び登録頂いた緊急連絡先に連絡又は、適切な処置を行うものとしします。

利用者に係る主治医、ご家族等、居宅介護支援事業所(包括支援センター)へ連絡する等必要な措置を講じるものとしします。

救急車又は、ご家族の自家用車、タクシー等による病院搬送時に当事業所の看護職員が同伴することは出来ません。

8. その他の留意事項

契約で定められた業務以外の事項を当従業員に依頼することは出来ません。

利用者の身体状況と、訪問看護ステーションこもれびに従事するスタッフ全員で把握し、総括的なサポート体制と緊急対応とするため、専任のスタッフのみで訪問することはできません。

訪問予定時間は、交通事情等により、ずれが発生することがあります。

やむを得ない事情により、当日訪問が困難になった場合には、事前に訪問看護ステーションこもれびよりご連絡させていただくこととしします。

9. サービス提供の際の事故及びトラブルを避けるため、次の事項にご留意下さい
- (1) サービス従事者は、現金・預金通帳・キャッシュカード・印鑑・年金証書その他の有価証券等はお預かりすることはできません。
  - (2) 現金や貴重品は室内に放置せず、目につかない場所や金庫に保管してください。
  - (3) 利用者及びその家族は、利用者の居宅においてサービスを実施するために必要な電気・ガス・水道等をサービス従事者に無償で許可するものとします。
  - (4) 定期訪問以外は、急変時等の緊急訪問に限ります。

10. 相談・苦情・申し立て窓口

サービスに関する相談、苦情は下記の窓口で対応します。

当ステーション窓口

訪問看護ステーションこもれび

担当者 有馬 広美 (管理者)

電話 052-883-8811

公的機関

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

電話 052-959-2592

愛知県国民健康保険団体連合会苦情調査係

電話 052-971-4165

サービスの締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

説明者：有馬 広美

令和 年 月 日